

言葉遣い・言葉の意味

今の若い子達に聞いてみました



まずは「いらかの波と♪雲の波♪」という鯉のぼりの歌。その中の「いらか」って何のこと?って聞いたら、我が社の若い衆はほとんど答えられなかった。ちょっと哀しい…。答えを言うと「そんなの建築用の専門用語でしょ」と逆ギレされた。(正解は屋根瓦のこと)

次に、国歌である「君が代」は知っているよね?って聞くと「あつたりまえじゃん。知っとるヨ!」と強気の言葉が返ってきます。じゃあ歌の中に出てくる「さざれいしのいわおとなりて」って何のこと?またまた意地悪く聞いてみました。案の定「はあ」ってな感じで「意味なんか知らんけど歌とつた」と宣われる。何かすっきりしない複雑な心境。(「細石の巖となりて」とは、小さな石も集まって固まれば大きな岩になる、の意)実はこの「細石」は揖斐川町の名産品、実際に販売しているんです。

歴史的に名を馳せた先人達は言葉を巧みに使った「言葉遊び」や「歌」を詠んだ。しかし現在ではインターネットに聞いてみればすぐに正しい答えが返ってくる時代。自分で覚えてなくてもいいので、漢字離れや、諺

忘れに陥ってしまうのは当たり前のこと。完璧には覚えてなくても機械が勝手に選択してくれる。しかしその選択肢を決定するのはその人なんです。まあ生きていく上では何も支障はないんですけどね…。

今、居酒屋さんのメニューでもお酒は1合、2合とは言わず大、小に。燗酒など「大将熱燗2合で」って言ったほうが気分も出るなんてのは還暦間近のおっさんの考えか?1勺、1合、1升、1斗、1石なんてのは死語になりつつあり、お米も同様1カップ、2カップ、豆腐は1丁が1パックに、パンは1斤が〇枚入りに…。現在、旧尺貫法は日本建築の大工さんや着物などの長さ表示は和裁学院でしか使われないんでしょうか。

日本の文化が西洋化したためなのか戦時中の後遺症なのか、それともただ利便性を追求してきた結果なのか、日本古来の文化でもある言葉や単位がだんだん廃ってしまったようです。「古き良き」とまでは言いませんが、新しいものだけでなく代々伝えられてきたことにも少しは目を向けて欲しいと感じます。

社員の労働時間管理(上)

第8回 労働時間管理はトラブルを防ぐ重要事項

社員の人事労務管理で最も重要かつ難しいのは労働時間管理です。人事労務トラブルの多くは、この労働時間管理に起因しています。

労働基準監督署の中小企業に対する指導・勧告も、労働時間管理に関する法令違反やその不徹底を指摘しているものが圧倒的に多いといえます。

労働時間管理をおろそかにすると、「残業代不払いの問題」「働きすぎによる健康障害問題」「労災」など、様々な問題の引き金になります。

そもそも労働時間とは、行政解釈や判例により「休憩時間を除いた実働時間をさし、また、実働時間とは労働者が現実的に労働に従事している時間だけでなく、労働者の労働力がなんらかの形で、使用者の指揮命令下におかれている時間」のことをいいます。

ここで重要なのは、労働時間は「使用者の指揮命令下におかれている時間」という点です。就業規則や労働契約書で社員の労働時間を定めますが、これは始業時刻から終業時刻(休憩時間を除く)までの、労働契約上の労働時間のことをいっているにすぎません。

ですから、会社命令で始業時刻前に会社にきて掃除をしたり、同じく終業時刻後に研修するなどの時間は労働時間ということになります。もちろん会社の指揮命令下でない自主的な掃除や研修などは、労働時間にはあたりません。

経営者はこの「使用者の指揮命令下におかれている時間」について、自社では何がそうであって、何がそうでないのか、社員(特に管理職)に十分に理解してもらうことが重要です。

少し飛躍しますが、経営者にとって労働時間管理をしっかり行なうことは、人事労務トラブルを未然に防止するだけでなく、社員の労働時間に対する意識を高め、生産性の向上やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)につなげていくことができます。生産性の向上については、目先わずかであっても、中長期的には企業体質を強め、ライバル企業に大きな差をつけることができます。

このように考えると労働時間管理は、経営において大変重要な事項であることがお分かりいただけると思います。

「次回は、経営者(管理者)が実施すべき、具体的な労働時間管理について、そのポイントをお伝えします。」



<プロフィール>  
近藤 圭伸(こんどう圭のぶ)  
愛知県生まれ  
社会保険労務士法人  
デライトコンサルティング 代表社員  
自らも会社社長でありながら、社会保険労務士として「誠実・愚直・感動」をモットーに、経営を見据えた、中小企業の人事労務管理支援に邁進。人事労務に関する講演、執筆活動においても活躍中。

雇対協通信

雇用を育み、地域社会に貢献する

8月 豊田市の有効求人倍率…0.75(全国0.66)

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となりました。

対象となる助成金

- ①中小企業人材確保推進事業助成金
②中小企業基盤人材確保助成金
③中小企業人材能力発揮奨励金
④中小企業職業相談委託助成金
⑤建設雇用改善推進助成金
⑥建設教育訓練助成金
⑦キャリア形成促進助成金
●訓練等支援給付金
●中小企業雇用創出等能力開発助成金
●職業能力評価推進給付金
●地域雇用開発能力開発助成金

愛知労働局 職業対策課 あいち雇用助成金
名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング11階
助成金専用ダイヤル
TEL:052-688-5758

中小企業事業主のみならず「最低賃金ワン・ストップ無料相談」スタート!

経営面と労働面の相談をワン・ストップかつ無料で提供します。



最低賃金の引上げに影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金の引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上を伸ばすとともに、賃金制度、労働時間、安全衛生などの労働条件管理の見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営面、労働面での課題を明らかにし、問題解決を支援する事業です。

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課(TEL:052-972-0257)にお尋ねください。



最低賃金ワン・ストップ無料相談とはどんな事業ですか?

豊田市雇用対策協会では会員を募集しています。詳細は下記まで

〒471-8506 豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所内 3F TEL 0565-34-1999 FAX 0565-34-1777
E-mail koyou@work-toyota.com URL http://www.work-toyota.com/ 担当 加納、山本



海外Q&A

めいなん税務相談室(全10回)

第6回 外国税額控除の二重課税問題が解消



韓国の現地子会社から役員報酬を得ているのですが、外国税額控除が変わったと聞きました。具体的に改正の内容を教えてください。



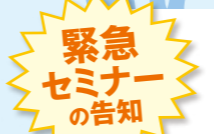
韓国法人の役員として役員報酬を受領している居住者が、日本でも役員として役務の提供を行い役員報酬がある場合、日本で課税され、さらに日韓租税条約の規定により韓国でも課税されます。

この場合、韓国で受領した役員報酬が同条約の規定により国外所得に該当すれば外国税額控除が適用できますが、国外所得に該当しないことから韓国で課税された税額が日本の外国税額控除の対象とならず二重課税が排除されない問題が発生していました。

これは、役員報酬は、役員としての役務が現実どの地域で提供されているかを判定することが困難であることから、所得税法上、役員報酬は法人の居住地課税を原則とし、国外勤務分も含めて国内源泉所得としていたためです。

そこで、平成23年度改正では外国税額控除における控除限度額の計算上、租税条約の規定により相手国に課税の権利を認めている所得は、「国外所得」に該当するとの措置を講ずることにより、居住者について生じていた二重課税の問題が解消されることとなりました。

なお、役員報酬に限らずその他の二重課税が生じている所得にも適用され、法人税においても同様の措置が講じられました。ただし、外国税額控除の対象となるのは、租税条約に明記されているものが対象で、明記されていないものは従前どおりの扱いになります。



中国では社会保険加入暫定弁法が公布され、10月15日から施行されることが明らかになったことを受け緊急セミナーを開催します。

日時 11月11日(金) 14:00~17:00 場所 東海東京証券 プレミアサロン豊田(喜多町コモ・スクエア5F)
詳細確認/お申込み https://www.meinan-tax.or.jp/seminar/20111111.html お問合せ 下記弊社豊田支店

<プロフィール> 名南税理士法人…北京から上海、ジャカルタまで海外13拠点を結ぶグローバルネットワークを生かし、海外進出やアジアでの展開をサポート。財務や会計を中心に経営全体のバックアップを任せられる心強い味方。詳細は下記HPをご確認ください。
◆名南税理士法人: http://www.meinan-tax.or.jp/
名南税理士法人豊田事務所
お問合せ: 豊田市若宮町2-31 カーニープレイス豊田4F TEL:0565-37-8820 E-mail:k-saburi@meinan.net(担当:佐分、石垣)

